

公 民 館



夏休み子ども寺子屋（丸山公民館）



ひさかた和紙の紙漉き体験学習（下久堅公民館）

1 令和4年度 飯田市の公民館活動 基本方針

(1)「地育力による 未来をひらく 心豊かな人づくり」の実現に向けて公民館が果たすべきこと

① 地域自治を担う人材の育成

飯田市の公民館は、社会教育法に基づく教育機関であるとともに、地域の自治組織の構成団体でもあるという2面性を持っています。この特性を生かし、社会教育機関としての視点から地域を見つめ、地域の諸団体と連携・協力を図りつつ、持続可能な地域づくりに向けて次代を担う人材を育てていきます。

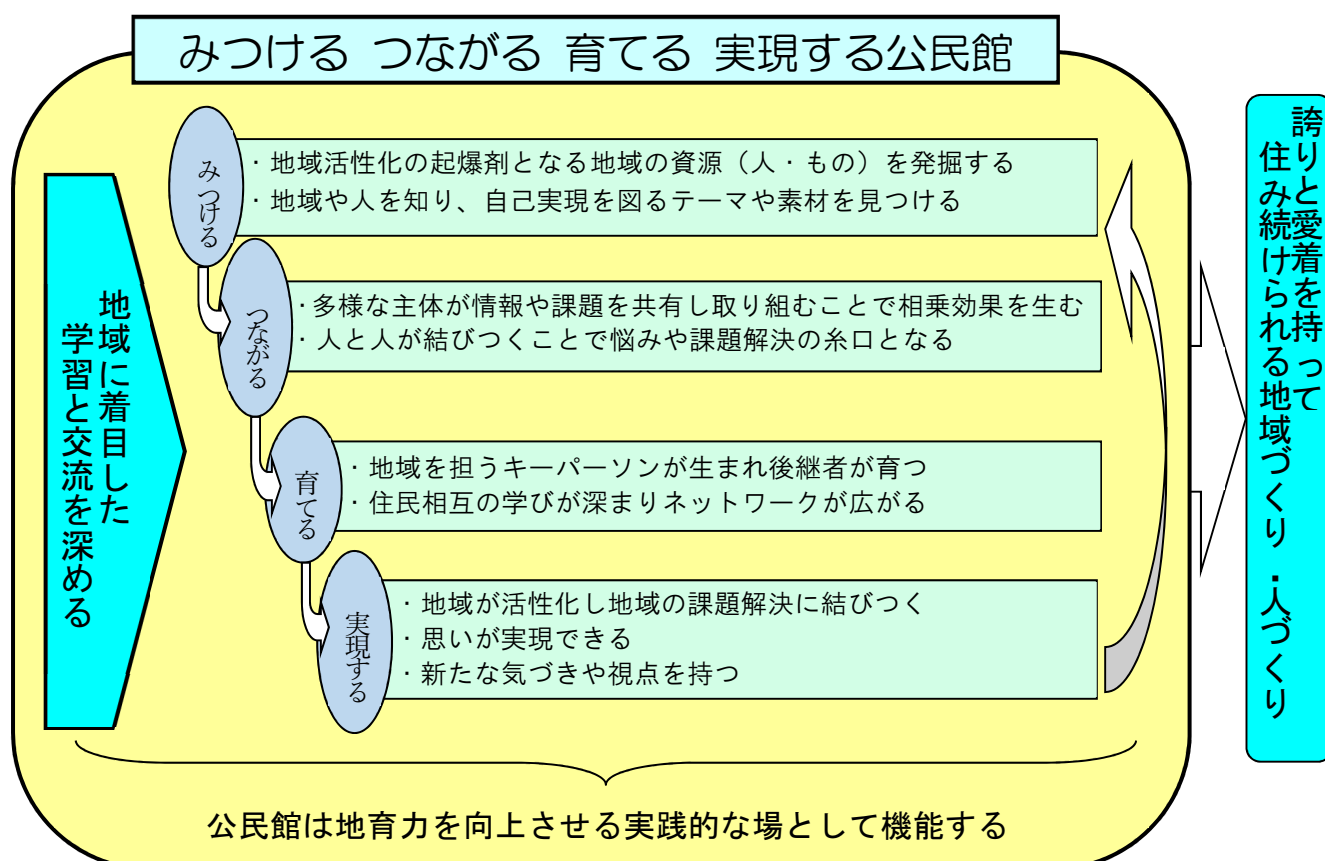
② コロナ禍でも“できる”ことを考えた住民主体の活動の推進

近年の社会環境の変化により、地域への帰属意識や住民相互の人間関係の希薄化がみられます。また、コロナ禍の影響により、住民に身近な区域で住民主体で運営される分館活動の制限が余儀なくされています。公民館が培ってきた自分たちでつくり上げていく行動理念や協働の精神を大切にしながら、住民が地域を想い、支え合う、心豊かな暮らしを紡ぐ公民館活動を推進していきます。

③ 地域を見つめる学習と交流の推進

グローバル化による格差や人口減少、少子化・高齢化に伴う地域の維持、高速交通網の整備に伴う地域の変化への対応といった従来の課題に加え、コロナ禍により社会や個人の行動が大きく変容してきています。誰もが暮らしやすい地域にするには、足元の生活課題や地域課題の解決にほかならず、今まさに課題に向き合った学習活動が求められています。また、新型コロナウイルス感染症との共生時代の交流事業を考え、人と人とのつながりを維持していかなければなりません。

公民館は今後も、「みつける つながる 育てる 実現する場」として、地域に着目した学習と交流を深めていきます。



(2) 公民館の具体的な役割

公民館は、地域の課題解決に向けた学習と交流を通して自治意識の醸成を図り地域づくりの担い手を育みます。また、地域で活動する各種団体と連携し学習活動を充実させていきます。そのために、具体的には次のような場づくりを進めます。

- ① 誰もが気軽に利用し活動できる「自由なたまり場」
- ② 参加者の自主性・創造性を生かし仲間づくりを図る「集団的な活動と交流の場」
- ③ 先人が築いた歴史・文化を大切に今に生かす「歴史を伝え文化を創造する場」
- ④ 生涯にわたる学習や地域の課題に対応できる「学習の場」
- ⑤ 人が人として認め合い暮らせる「人間尊重の精神を学ぶ場」
- ⑥ 地域の絆を深め健康で心豊かな人づくりを図る「スポーツ・レクリエーションの場」
- ⑦ 子供たちが健やかに育つとともに故郷に誇りと愛着を持てる「地域の良さを再発見する場」
- ⑧ 地域の様々な出来事を記録し情報や地域の課題を提供・発信する「情報収集と発信の場」

(3) 飯田市の公民館活動の基本理念「4つの運営原則」

1973（昭和 48）年、飯田市は文部省の委嘱を受けて、「管理運営に関する事項および運営の指針に関する事項」をまとめました。1971（昭和 46）年から2年間かけて実施したこの公民館運営基準の研究の中で、次に掲げる「公民館運営の4原則」が確認されました。

時代は変化しても、この理念を尊重しつつ、公民館が果たすべき役割を担っていきます。

① 地域中心の原則

まちづくりを考えると、日常的に身近な地域から出発することが大切である。地域ごとに設置された公民館は常に地域を中心としてとらえた学びの場であるべきである。

② 並立配置の原則

地域の規模や特徴は異なっても、公民館は20地区に対等に配置され、それぞれの活動が等しく尊重される。この原則は地域中心の原則を保障するものである。

③ 住民参画の原則

公民館を設置し、そこに職員を配置することは行政の役割であるが、公民館の事業の企画運営は、地域住民によって組織された専門委員会や運営委員会、より身近な住民の単位である分館活動など、それぞれの事業が自発的な住民の意思に基づいて行われることが大切である。このような組織や活動は、飯田市の公民館活動の原動力になっている。

④ 機関自立の原則

教育行政が一般行政から一定の独立性、中立性を保っていることに鑑み、公民館が地域の社会教育機関として住民の主体的な学習活動を保証することは大切である。その意味で公民館が自立した体制をもっていることは重要である。

(4) 公民館活動の展開について

- ① 地域の諸団体と連携・協力を図りながら、地域課題や生活課題の解決に向けた学習活動を展開するほか、住民ニーズに応える学級・講座を開催し、学び合いの土壌を更に耕します。
- ② 専門委員会活動を地域内がつながる大切な機会と捉え、他者との関係性を築くとともに、地域を素材に学習と交流を促進する事業を主体的に企画立案し運営します。
- ③ 分館は最も身近なコミュニティ形成の場であり、日常のたまり場として、身近な課題の解決に取り組むなど、住民同士のふれあいを大切にしながら主体的に活動を展開します。

2 飯田市の公民館の構造

飯田市は、昭和 12 年に飯田町と上飯田町が合併し、飯田市として発足しました。以来 6 回にわたり町村合併が行われ、そのつど旧町村単位に独立公民館を残してきています。旧飯田地区は、昭和 43 年に 1 館制から 5 館に分散しました。市内に 20 ある地区公民館は、独立・並列方式により配置され、それぞれ地域の特色を生かした幅広い公民館活動を展開しています。

市民の公民館に対する関心は高く、地域課題や生活課題をとらえた学習活動や、地域の絆や健康増進を図るスポーツ・レクリエーション活動、心豊かな自己実現の場としての教養講座など、幅広い学習と交流活動が展開されています。

また、地区公民館が単独で行う事業だけでなく、数館が合同で事業を実施したり、飯田市全体で取り組む事業もあり、地区公民館事業、ブロック事業、市公民館事業を構造的に位置づけ、それぞれに機能を果たしながら相互の連携を図っています。

公 民 館 の 配 置



飯田市の公民館の構造を図に示すとこのような形になっています。

市公事業	ブロック事業と地区公民館事業			
飯 田 市 公 民 館	Aブロック	Bブロック	Cブロック	Dブロック
	橋北公民館 橋南公民館 羽場公民館 丸山公民館 東野公民館	座光寺公民館 上郷公民館 伊賀良公民館 山本公民館 鼎公民館	松尾公民館 下久堅公民館 竜丘公民館 上村公民館 南信濃公民館	上久堅公民館 千代公民館 龍江公民館 川路公民館 三穂公民館
	専門委員会 名称、委員の人数、役職及び委員の任期は、公民館長が定める。 委員は、公民館長が委嘱する。 ～ 住民参加による企画・運営(20館共通) ～			
	条例分館 (27分館) ・ 類似分館 (76分館) 計 103分館 独自の活動で地域の個性が形づくられる。 ～ 地区を支える分館活動 ～			

[市公事業]

- ・全市民を対象とした事業
- ・新たな地域課題、生活課題に対応し、地区公民館に波及することをねらったモデル的な事業の実施やそのための指導者の育成
- ・地区公民館活動が円滑に展開されるためのネットワーク事業

[ブロック事業]

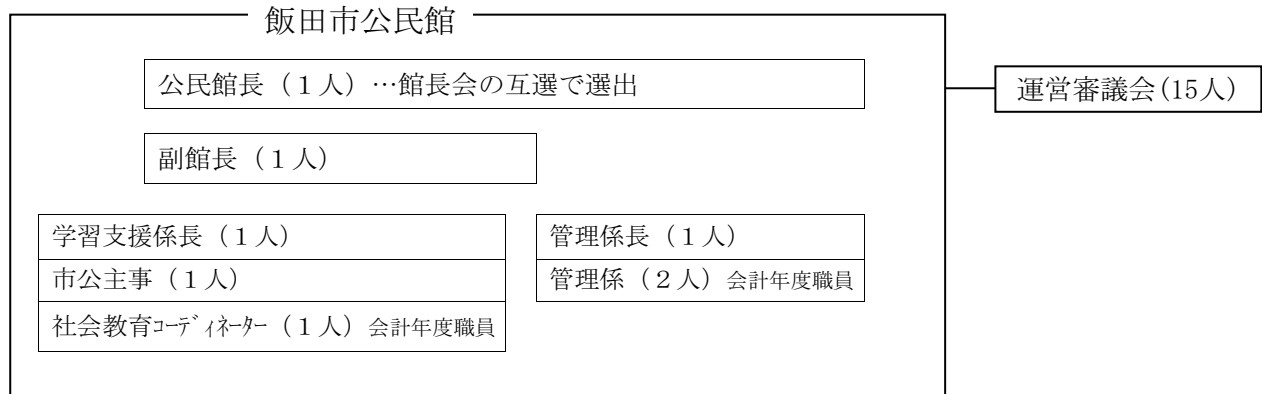
- ・合同により効果が高まる事業
- ・市民の交流促進を図る事業
- ・ブロック内での情報交換、相互研讃

[地区公民館事業]

- ・住民要望に基づく学級講座
- ・文化、体育、広報委員会などの専門委員会が企画する地区独自の事業
- ・コミュニティを醸成する各種の事業
- ・学習相談、学習情報の提供
- ・住民が社会教育活動、又は集会を行うための施設の提供

3 公民館の運営組織

20地区の公民館には、非常勤の公民館長と常勤専任の公民館主事が配置され、人口規模の大きな松尾、竜丘、伊賀良、鼎、上郷の各公民館と市街地にある橋北、橋南、羽場、丸山、東野の各公民館、及び南信濃公民館には管理係を配置しています。



地区公民館					
公民館名	人口(人)	公民館長	副館長 補佐	公民館 主事	管理係
橋北公民館	2,864	地域住民から選出された公民館長 各公民館1人配置 「特別職非常勤」を	自治振興センター所長が副館長補佐として 任命され、センター業務と公民館業務の連係 調整を図る役割を担っている。	常勤専任の主事を各公民館1人配置 但し、鼎は公民館主事とは別に社会教育コーディネーター として会計年度任用職員1人を配置	会計年度任用職員 各1人配置
橋南公民館	2,550				年度職員1人
羽場公民館	4,663				年度職員1人
丸山公民館	3,275				年度職員1人
東野公民館	2,749				年度職員1人
座光寺公民館	4,214				年度職員1人
松尾公民館	12,786				年度職員1人
下久堅公民館	2,685				年度職員1人
上久堅公民館	1,210				年度職員1人
千代公民館	1,534				年度職員1人
龍江公民館	2,606				年度職員1人
竜丘公民館	6,639				年度職員1人
川路公民館	1,969				年度職員1人
三穂公民館	1,340				年度職員1人
山本公民館	4,595				年度職員1人
伊賀良公民館	14,149				年度職員1人
鼎公民館	13,086				年度職員1人
上郷公民館	13,229				年度職員1人
上村公民館	365				年度職員1人
南信濃公民館	1,221				年度職員1人
計	97,729	20人	15人	20人(+1名)	11人

*人口は、令和4年4月末現在

地区公民館には、文化、体育、広報、育成などの専門委員会が組織されています。専門委員会に所属する委員は、町内や地区あるいは分館からの推薦、又は公民館長が地区内から適任者を推薦する方法により選出され、地区住民が主体的に取り組む事業の企画運営を行っています。

学級、講座の運営は、多くの場合公民館職員が中心となり、それぞれに運営委員会（実行委員会）を設け、地域課題や生活課題などをテーマに学習しています。

4 飯田市の分館

地 区 名	分 館 名	分館世帯数	地 区 名	分 館 名	分館世帯数	地 区 名	分 館 名	分館世帯数
橋 北	★江戸浜	119	千 代	法 山	76	鼎	★東 鼎	172
橋 南	な し			大 郡	54		★西 鼎	132
羽 場	な し			米 峰	26		★下茶屋	206
丸 山	な し			毛 呂 窪	67		★中 平	633
東 野	吾妻町南	48		八ノ倉	22		★上茶屋	147
	東新町1	67	龍 江	下 村	81		★切 石	938
	錦 町	休館		第 一	253	上 郷	★上 山	1002
	高羽町東	253		第 二	302		★一 色	517
	宮ノ上	270		第 三	296		★名古熊	765
	諏訪町	57		第 四	155		★上黒田	665
	鈴加東新	40	竜 丘	駄 科	987		★下黒田北	1019
座光寺	な し			長野原	501		★下黒田南	813
松 尾	上 溝	341		★時 又	388		★下黒田東	686
	久 井	188		桐 林	564		★丹 保	376
	★水 城	353	川 路	上 川 路	134		★北 条	380
	★新 井	480		2	52		★飯沼南	342
	寺 所	225		3	57		★南 条	304
	★明	591		4	109		★別府上	378
	★清 水	234		5	45		★別府下	602
	城	538		6	114	上 村	上 町	128
	八幡町	404		7	116		中 郷	49
	代 田	718		8	184		程 野	116
	毛 賀	725	三 穂	な し			下 栗	83
	常盤台	338		東 平	467	南信濃	和田橋北	246
下久堅	知 久 平	235	山 本	大明神	146		和田橋南	206
	★虎 岩	135		北 平	277		八重河内	65
	柿野沢	90		中西平	151		木 沢	84
	稲 葉	休館		中平区西平区合併 (2021)			南 和 田	59
	小 林	45		南湯川	155	以上103分館（うち3館休館） ※うち条例分館は27館 （★の印） ※令和3年度分館世帯数 （令和3年9月末時点）		
	南 原	162		竹 佐	189			
	下虎岩	296		箱 川	80			
上 久 堅	1	103		久 米	113			
	2	74		二ツ山	休館			
	3	101		下 殿 岡	373			
	4	84		上 殿 岡	478			
	5	76		三日市場	385			
	6	47	伊 賀 良	北 方	2055			
千 代	北 部	44		大 瀬 木	1451			
	野 池	89		中 村	667			
	※芋平区と野池区 の合区。(2018.4)			三 尋 石	160			
	米 川	110	鼎	★下 山	811			

5 飯田市の公民館施設の現状

館 名	当 該 公 民 館 の			建設年月	構 造	分館数	備考
	対象区域 内の人口	対象区域 の 面 積	建 物 の 専用面積				
飯 田 市			3,651.7㎡	R04. 3	鉄筋 2		丘の上結いスクエア 2階3階部分
橋 北	2,864		581.0	S55. 3	鉄骨 3	1	
橋 南	2,550		911.6	R04. 3	鉄筋 1		トップヒルズ本町 3階部分
羽 場	4,663	95.89	937.2	S54. 3	鉄骨 2		
丸 山	3,275		896.0	S55. 3	鉄骨 2		H26耐震改修
東 野	2,749		644.9	S60. 3	鉄骨 2	7	分館数うち 1 館休館
座 光 寺	4,214	8.94	956.0	S61. 4	鉄骨 2		
松 尾	12,786	6.82	2,114.7	H 2. 3	鉄骨 2	12	
下 久 堅	2,685	12.23	1,000.6	H26.12	鉄骨 2	7	H26移転新築
上 久 堅	1,210	16.34	818.0	S56. 3	鉄骨 2	6	H26耐震改修
千 代	1,534	58.45	797.1	S26. 7	木造 2	9	H26移転新築
龍 江	2,606	12.17	948.0	S59. 3	鉄骨 2	4	
竜 丘	6,639	7.87	1,699.1	H13. 5	鉄骨 2	5	
川 路	1,969	6.28	837.0	S57. 3	鉄骨 2	7	
三 穂	1,340	12.26	739.0	S59. 1	鉄骨 2		
山 本	4,595	22.63	1,263.6	H 6. 3	鉄骨 2	9	分館数うち 1 館休館
伊 賀 良	14,149	33.15	1,697.4	S63. 3	鉄骨 2	7	
鼎	13,086	6.20	3,678.7	S55. 2	鉄筋 4	10	
上 郷	13,229	26.45	2,217.8	H31. 3	鉄骨 2	10	H31改築
上 村	365	126.51	582.95	S40. 3	鉄筋 2 鉄骨 2	4	H29耐震改修
南 信 濃	1,221	206.90	1,548.4	H19.11	鉄筋 2	5	
合 計	97,729	659.09	25,333.7			103	

* 人口は、令和4年4月末現在

* 建物の専用面積には、自治振興センター・保健室を含む。

* 建設年月は、竣工年月